

# 社会福祉法人 桐生療育双葉会

## 女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 2年間

### 2. 当法人の課題

- 当法人の女性職員の育児休業の取得率は100%で、期間もほぼ最大限取得し、復帰後も育児短時間勤務制度を利用し継続勤務しており、過去5年間において出産育児を理由とする退職者はいない。一方、男性職員の育児休業の取得は、平成27年14日間取得した1件にとどまっている。また、ここ2年間で男性職員の配偶者5名が出産しているが、育児休業の取得は0であり、取得が進んでいない状況にある。

### 2. 目標と取組内容・実施期間

目標：男女ともに育児休業取得率を90%とする。

#### <取組内容・実施期間>

- 令和4年4月～
  - 改正育児休業法を周知及び育児休業取得促進するため、管理・指導職を対象とした制度説明会の実施
  - 各拠点及び部署にて、一般職員へパンフレットの配布及び制度説明会の実施
  - 育児休業の取得希望者を対象とした相談会の実施（随時）
- 令和4年6月～
  - 管理・指導職を対象とした育児休業・両立支援等関係研修（行政・民間主催）への参加。
- 令和5年3月～
  - 各拠点ごとの育児休業取得状況と課題の把握